

「技能職員の勤務労働条件について」  
(市従港湾支部 本交渉（申し入れ）議事録)

日時：令和4年5月23日（月） 17：00～17：30

場所：大阪港湾局 第1会議室

出席者

（大阪港湾局）

総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局

（大阪市従業員労働組合港湾支部）※以下「市従」と表記

支部長、副支部長、書記長、調査部長、組織部長、組織担当部長、福祉対策部長、福祉対策担当部長

（局）

- ・ ただいまから、「技能職員の勤務労働条件について」の交渉を始めてまいります。

（局）

- ・ それでは、市従港湾支部からの申し入れをお受けいたします。

（市従）

～要求書の提示、読み上げ～

（局）

- ・ ただいま市従港湾支部から、「技能職員の勤務労働条件について」の交渉申し入れとして、現業統一闘争に関する要求書をお受けいたしました。5月16日の予備交渉におきまして交渉事項に該当するものと整理させていただいた6点目から9点目については、後日改めて回答させていただきますが、現時点での当局の考え方をお示しさせていただきます。
- ・ まず、申し入れの6点目にありました、新型コロナウイルスの感染防止対策についてですが、3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気といった、職員への注意喚起や意識啓発につきましては、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。
- ・ なお、今後新たな対応策を講じなければならない事案が生じた場合は、その時々状況に応じた柔軟な対応を図らせていただきますとともに、正確な情報収集及び共有化につきましても積極的に行うことで、職員、市民・利用者の安全確保を図ってまいりたいと考えております。
- ・ 7点目にございました、労働安全衛生に関する事項についてですが、所属・職場は、事業主として、職場における職員の安全と健康を確保する責務があることを認識し、職員が安心して職務に専念できるように職場の危険因子及び健康障害を排除するなどの防

止策を講じなければならないことは認識しております。

- ・ 労働安全衛生管理体制の充実・強化につきましては、大阪港湾局安全衛生委員会をはじめとする各職場における安全衛生委員会を設置しており、各職場の安全衛生委員会の議事内容は局全体で情報共有できるように庁内ポータル大阪港湾局サイトに掲載しております。また、各職場の安全衛生担当の係長級を集め、安全衛生担当者会議を開催し、局安全衛生委員会の議事内容の報告や、各現場との意見交換を行うことで、安全衛生に関するさらなる情報共有を図っております。このほか、本市労働安全コンサルタントを活用した熱中症予防をはじめとする安全衛生に関する各種研修・講習の開催や、本市出張型健康講座の開催、外部講師による職場におけるメンタルヘルスに関する講習や、各種ハラスメントに関する講習を実施しております。
- ・ なお、熱中症予防講座につきましては、5月30日に集合研修とオンラインの併用で開催させていただきます。
- ・ そのほか、器具機材・装備の購入に関しましては、職員の高齢化を踏まえつつ、職場で安全に業務を行ううえで必要なものにつきましては、柔軟に対応してまいりたいと考えております。
- ・ このような取り組みを続け、また、その他様々な方策を継続して検討するとともに、所属長をはじめとする職員一人ひとりが安全に対する意識を向上することで、公務災害の発生防止に努めてまいりたいと考えております。
- ・ 災害時の対応につきましては、総務局が作成している「災害時における職員の健康管理マニュアル」や「災害対応における基本的な考え方(勤務条件関連等)」を参考に、事中事後で職員に労働災害や心身の不調が発生しないよう十分留意してまいりたいと考えており、勤務労働条件の変更にかかる交渉事案が生じる場合には、「大阪市労使関係に関する条例」に基づき、誠実に協議してまいりたいと考えております。
- ・ リスクアセスメントにつきましては、今後も継続的に実施することで、労働災害の防止につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- ・ 8点目の、業務を行うにあたり必要となる特殊健康診断、免許・資格等の取得・受講につきましては、局と、実態を把握している各職場で連携し、必要な免許の取得や、講習の受講等について、遺漏のないように対応してまいりたいと考えております。
- ・ 9点目の被服制度につきましては、作業環境上、労働安全衛生上、一定の被服の着用が必要であると認められる職員に対し、総務局から貸与されているものであり、制度そのものにつきましては、総務局と市従本部との交渉事項とされています。
- ・ しかしながら、作業実態に応じ、局全体の共通課題が認められる場合は、総務局へ働きかけを行うとともに、保護具等についても局独自の作業環境によりますので、職場及び局の安全衛生委員会でその必要性を議論してまいりたいと考えております。
- ・ また、当局独自の作業環境を考慮した保護具につきましては、局安全衛生委員会の場を通じて、各職場の業務内容毎での作業服・保護具の使用状況や、試用として新たに購入した作業服・保護具に関する情報の共有を図るとともに、さらなる安全作業の確保に向けた各職場間での活発な議論を継続的に実施してまいりたいと考えておりますので、

よろしく申し上げます。

(局)

- ・ ただいまの現時点での回答に対し、何かご意見があれば、お受けいたします。

(市従)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策について、のどの痛み、咳などの症状がある職員が出勤しているケースがある。その場合、まずは、医療機関の受診を優先することが重要になる。体調不良の職員には出勤を控えさせ受診指示を徹底していただきたい。新型コロナ感染の検査については、PCR 検査か抗原検査、医療機関の判断になると思うが、局の基準として、性能の高いとされている PCR 検査を推奨していただきたい。
- ・ 4月1日採用の新規採用者の被服について、特別貸与の前の当面の被服として、使用感のある作業靴や年代の違う上下といったケースがあった。局にストックがなければ配属日までに各職場に個人持ちの在庫等を問い合わせることである程度の対応はできたのではないかと考える。事前に採寸し配属日に貸与できるよう準備していただきたい。局として「大阪市職員被服特別貸等運用基準」に基づき、在庫予備の確保に努め、使用期間未了の返納された未使用品の保管し在庫管理を厳格に行っていただきたい。特別貸与までの当面の1セットとはいえ、新規採用者が気持ち良く大阪港湾局の職員としてスタートできるように丁寧な対応をしていただきたい。
- ・ 靴下がサイズによって素材が違うという事例を聞いている。安全衛生担当者会議等で各職場の状況や要望を把握し、改善につなげていただきたい。
- ・ 定年引上げに関して、3月18日に総務省から各自治体に条例例や規則等について通知が出されている。局として情報収集に努め、安全衛生の課題としても高齢化対策を講じていただきたい。また、高齢期職員の働き方について労使で意見交換をはじめ十分協議していただきたい。

(局)

- ・ まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組につきましては、職員に体調不良が生じた際は、総務課へ直ちに罹患報告するとともに、医療機関へ受診勧奨、自宅待機を命じていただくよう、これまで各課長へ周知してきたところです。それが徹底されていないということであれば、周知徹底してまいります。また、検査については、医療機関の指示に従っていただくべきであると考えております。
- ・ 被服につきましては、配属日である4月1日に新規採用者の採寸状況に応じたものを貸与することが望ましいと考えおります。制度上の問題あり、本来であれば総務局がすべきことと認識しております。今回のように総務局が間に合わない場合や申請してから受け取りに行くまでの間、各職場の在庫を問い合わせるなど、在庫予備の確保に努めてまいります。「大阪市職員被服特別貸等運用基準」では、「在庫予備の確保に努めなければならない」とされていますが、総務局に確認したところ、所属として在庫

のための備蓄品の申請ができるというのではなく、あくまで退職者等の返納分を保管することによって“確保する”との意味だと回答でありました。局の在庫予備につきましては、サイズが少なくなっており、年数も経ってしまっているものもあるかと思われま。新規採用者の配属日までに間に合わない場合は、事前に各職場に問い合わせるなど、4月1日に気持ちよくスタートしていただけるよう対応してまいります。

- 靴下の材質が違うことについて、令和3年度に配備させていただく前に安全衛生担当者会議を開催させていただいております。そこで、材質変更の要望はあがってきかなかったと聞いております。LLサイズを追加してほしいという要望は聞いておりました、調達させていただきま。靴下に関しましては、様々な職場の方にお渡しすることになりますが、希望する材質も様々あると思われま。安全衛生担当者会議において、そういった意見集約を行いたいと考えております。また、今後の安全衛生担当者会議で担当者が意見をもち寄れるようにすべきだと考えております。
- 定年引上げに関して、国の動向を受けて、本市として今後対応していくことになろうかと思いま。引き続き情報収集に努めま。高年齢職員の働き方については、労使で意見交換を行うとともに、必要となる職員の安全衛生対策を講じてまいりたいと考えております。定年引き上げに関しまして、職員の勤務労働条件の変更にかかる交渉事項が生じる場合は、条例に基づき、誠実に協議してまいります。

(市従)

- HUMANに掲載されている労働安全衛生について、今後も継続して掲載して欲しいとお願いしたが、3回で終了となった。職員の身近な所での安全衛生について関心の持てる記事を掲載して欲しい。

(局)

- HUMANについては、3回で区切りになっておりました、その後は退職者や異動者の記事などページ校正上、掲載できておりません。しかしながら、終了というのではなく、安全衛生は重要なものと認識しており、引き続き掲載を考えております。また、どういった記事を掲載すればいいか、ご意見やアイデアをご教示いただければ、積極的に発信していきたいと考えております。

(市従)

- 労働安全衛生については、継続して取り組んでいくものと考えている。リスクアセスメントについて、講習をやったからすぐにはできるようになるものではないため、継続して取り組んでいただきたい。また、5月から気温が上がっていき、熱中症対策が必要である。取り分け新規採用者については、2カ年採用されているが、暑さ対策が染みついていないと感じている。職場として熱中症対策に取り組んでいただきたい。暑くなる前に装備についても渡していただきたい。

- ・ 被服について、配属日にサイズの合うものを渡していただきたい。現場の人間として、特に新規採用者には気持ちよくスタートしてほしいと思っている。不足分があれば、最大限、現場として、労働組合として協力・連携してやっていきたいと考えている。

(市従)

- ・ 市政改革プラン 3.1 の中では、「官民連携の推進」「効果的・効率的な行財政運営」「ニアイズベターの徹底」を 3 本の柱として重点的にやっていくとされている。全てを反対しているわけではないが、財政的な部分のみに視点を当てての行財政改革ではなく、大阪港湾局として、市民や港湾業者の安全安心ということを確保してやってほしい。
- ・ 技能職員について、部門ごとに現業職員数を精査し、高齢化や技術技能の継承を鑑みながら、今後採用者数を定めていくと言われている。質の高い公共サービスを提供していくとなると、数が多ければいいというものではないが、技術の継承が不可欠だと考えている。局の取り組みについても令和 7 年に採用すると書かれている。あわせて、採用凍結解除を進めていただきたい。
- ・ 直営改革プロジェクトについて、局の経営方針としてある防災において、現場としても防災に軸足を置くべきと考えている。プロジェクトの中では、各職場にどうするのか丸投げしているように映る。局として、現業職員をどのように活用するか定めて、局として何をするかを示したうえで、各職場に考えさせるのが一番明解だと考えている。そういった手法をお願いしたい。
- ・ 最後に、現時点回答が示され、口頭でも数点回答があった。引き続き交渉いただくことを確認したい。6 月 3 日、回答日まで協議をお願いして、申し入れとさせていただく。

(局)

- ・ 最後に総務部長よりご挨拶を申し上げます。

(局)

- ・ 本日は、「技能職員にかかる勤務労働条件について」の申し入れとして、現業統一闘争に関する要求書をお受けいたしました。
- ・ 技能職員の皆様には、本市における港湾行政サービスの担い手として大変重要な役割を果たしていただいているところであり、この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向にあるものの、感染拡大に注意が必要な中、不特定多数の人との接触が避けられない給水業務をはじめとする、港湾事業に欠かすことができない業務を日常的に携わっていただきありがとうございます。
- ・ この度申し入れのありました事項についてですが、皆様方が働きやすい職場環境づくりを進めることは私達の責務であります。
- ・ 職員の皆様が、心身ともに健康かつ安全に仕事に集中できる職場づくりを目指してまい

りたいと考えております。

- 今後におきましても、職員の勤務労働条件の変更にかかる交渉事項が発生した場合には、皆様方と誠実に協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。
- 本日お受けいたしました申し入れのうち、交渉事項に該当するものにつきましては、改めて正式に回答いたしますのでよろしくお願いいたします。

(局)

- 回答の本交渉につきましては、6月3日(金)17時からATCビルITM棟10階大阪港湾局第1会議室で行いたいと考えてございます。
- 出席者につきましては、局長、理事、総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局で考えてございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人数を変更する可能性もございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

(市従)

- 本日、執行委員の野畑が欠席しております。当日の参加者は支部長以下全執行委員9人の出席で考えている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人数を変更することがあり得るので、その点は理解を求めておく。

(局)

- ただ今、本交渉の日時、場所、参加人数が確定したことで、予備交渉も兼ねさせていただきます。以上をもちまして、本日の交渉について終了いたします。